解散公告（第二回）

当寺院は、平成二十四年十一月五日をもって解散したので、当寺院に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

和歌山県東牟婁郡古座川町立合一二七番地

大泉寺

清算人　久司　宗浩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

山口県山口市秋穂東五一七九番地

社団法人山口県漁協組織強化推進協会

代表清算人　梅田　孝夫

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十月一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

北海道士別市東六条四丁目一番地

士別市土地開発公社

清算人　相山　佳則

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年十月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越五〇

清算法人阿久比中部土地改良区

清算人代表　渡邊　敏男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

大阪府柏原市大字高井田八〇九番地の一大

阪府立修徳学院内　財団法人修友会

清算人　宮﨑　忠男

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年十一月五日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

広島県東広島市河内町小田二五一七番地五

賀茂郡河内町小田土地改良区

清算人代表　勝田　和波

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市汐見町三丁目七二番地、最後の住所北海道苫小牧市汐見町三丁目六番二三号

被相続人　亡　輪島　カツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

事務所北海道苫小牧市旭町四丁目三番一四号

相続財産管理人　司法書士　齊藤　春生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市沼崎一二一七番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　直江　貞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

茨城県つくば市二の宮二丁目七番二〇号一

階坂本博之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松村　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市大関七三番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡部　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

事務所千葉県成田市囲護台一丁目四番三号

フィールドホーム第四ビル四階　村田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田由里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市平之町一二番地一八、最後の住所千葉県成田市加良部一丁目八番地二〇二号室　被相続人　亡　上園　浩樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木五丁目一七七番地、最後の住所東京都板橋区前野町五丁目三二番六号コーポ曽根田二　一〇二

被相続人　亡　髙田喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋八丁目一九二〇番地、最後の住所東京都新宿区西早稲田一丁目一〇番二号アートハビテーション四〇一

被相続人　亡　深澤　雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央三丁目六五〇番地、最後の住所東京都大田区中央三丁目九番一二号

被相続人　亡　檜皮　一久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十八日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

第72期決算公告

平成24年11月27日　川崎市幸区中幸町三丁目3番1号

株式会社YAMANAKA

代表取締役　山中　昌一

貸借対照表の要旨（平成24年8月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,110,160	流動負債	12,254,469
固定資産	18,002,487	固定負債	17,660,469
		株主資本	6,157,692
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,803,102
		その他資本剰余金	2,803,102
		利益剰余金	4,328,927
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	4,303,927
		自己株式	△1,074,337
		評価・換算差額等	△959,984
		その他有価証券評価差額金	△959,984
資産合計	35,112,647	負債・純資産合計	35,112,647

損益計算書の要旨（自至　平成23年9月1日　平成24年8月31日）（単位：千円）

科目	金額
売上高	36,581,457
売上原価	33,669,724
売上総利益	2,911,733
販売費及び一般管理費	2,452,670
営業利益	459,063
営業外損益	65,115
経常利益	524,179
特別損益	163,270
税引前当期純利益	687,449
法人税、住民税及び事業税	1,203
法人税等調整額	339,168
当期純利益	347,077